

マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

申請者本人：障害のある方の場合

(※申請者本人が15歳未満、または成年被後見人の場合、【申請者：15歳未満または成年被後見人の場合】をご確認ください)

窓口に来る方：任意代理人

必要書類	詳細
交付通知書 (はがき)	<ul style="list-style-type: none">■交付通知書がない場合、任意代理人によるマイナンバーカードの受取はできません。お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室に再発行を申し出、再発行を受けてから受取手続きをお願いします。■交付通知書裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】■暗証番号欄には必ず目隠しシールを貼付してください。
申請者本人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none">■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none">①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。<ul style="list-style-type: none">① (合計2点) A書類2点② (合計2点) A書類1点とB書類1点③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + 次の顔写真証明書1点【顔写真証明書】<ul style="list-style-type: none">• 申請者本人が病院へ入院または施設入所している場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、入院先の病院長、又は入所先の施設長の署名または記名・押印を受けることで作成• 申請者本人が在宅で指定居宅介護支援事業者から保健医療・福祉サービスを受けている場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員(ケアマネージャー)が所属する指定居宅介護支援事業者の長の署名または記名・押印を受けることで作成• 申請者本人が未成年者(～17歳)の場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人の署名または記名・押印を受けることで作成
代理人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none">■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none">①、②のいずれかの書類をお持ちください。<ul style="list-style-type: none">① (合計2点) A書類2点② (合計2点) A書類1点とB書類1点※A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでない、代理人にはなりません。
申請者本人が来庁できないことを証明する書類	<p>次のいずれか1点をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none">■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳■障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
(お持ちの方のみ) <ul style="list-style-type: none">• 通知カード• 住民基本台帳カード• 古いマイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none">■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。(初回交付時)■住民基本台帳カードはマイナンバーカードと交換で市が回収します。■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。

顔写真証明書が必要な場合は、手続き方法などを詳しくご説明した上で、市役所から郵送いたしますので、お電話などでご相談ください。

別紙 本人確認書類一覧



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

A書類	B書類
<p>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none">■ マイナンバーカード■ 運転免許証■ 運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります)■ パスポート (住民票に記載されている氏名の記載があるもの)■ 住民基本台帳カード■ 身体障害者手帳■ 精神障害者保健福祉手帳■ 療育手帳■ 在留カード■ 特別永住者証明書 <p>○ 更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカードもA書類として使用することができます。</p> <p>○ A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。</p>	<p>住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 健康保険証■ 介護保険証■ 後期高齢者医療被保険者証■ 年金手帳■ 基礎年金番号通知書■ 生活保護受給者証■ 児童扶養手当証書■ 特別児童扶養手当証書■ 自立支援医療受給者証■ 社員証■ 学生証■ 子どもの医療証■ 医療受給者証

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

